

こんなときどうするの? どうなるの? ②

今年1月から税金の申告など様々な手続きで記入するようになったマイナンバー(個人番号)。窓口でこのように言われる方がいらっしゃると思います。

【ご質問】

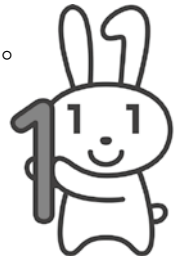
私はまだマイナンバーの登録をしていないから私のマイナンバーはないです。

【お答え】

マイナンバー(個人番号)は国民一人一人が持つ12桁の番号で、住民票を有する全ての方に平成27年10月以降に簡易書留で通知されています。申請して取得する訳ではありません。

最初に届いた通知カード(紙製)が見当たらない場合には3つの方法がありますので窓口にご相談ください。

- ①通知カード(紙製)の再発行を申請する。(手数料500円)
- ②個人番号カード(プラスチック製)を申請する。(初回無料)
- ③マイナンバー(個人番号)入りの住民票を取得する。(手数料200円)



■問い合わせ

- 久賀総合支所 (79) 1000
- 大島総合支所 (74) 1001
- 東和総合支所 (78) 1110
- 橘総合支所 (77) 5500

【お詫びと訂正】 広報すおう大島7月号(No.154)7ページに掲載した「70歳以上の方の自己負担限度額が変わります」の内容について一部誤りがありましたので、次のとおり訂正しお詫び申し上げます。(青字が訂正箇所です)

国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

70歳以上の方の自己負担限度額が変わります

- 外来の一般区分においては、1年間(8月~翌7月)の外来の自己負担合計額に144,000円(訂正前44,400円)の上限が設けられます。
- 一般区分の世帯については、多数回該当が設定されます。

現行

区分	自己負担限度額	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% <44,400円> 多数回該当※2
一般 課税所得145万円未満※1	12,000円	44,400円
低II	8,000円	24,600円
低I		15,000円

平成29年8月~30年7月

区分	自己負担限度額	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% <44,400円> 多数回該当※2
一般 課税所得145万円未満※1	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円> 多数回該当※2
低II	8,000円	24,600円
低I		15,000円

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含まれます。  
 ※2 多数回該当とは、過去12カ月に「外来+入院」で3回以上高額療養費の支給を受けたときは4回目の支給から適用される自己負担限度額が44,400円となります。

■問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(73)5502